

1. 平成29年度新庄市住宅リフォーム補助金の概要

1. 「一般型」リフォーム補助金

世帯要件	工事要件		
	一般タイプ	県産木材3㎡以上 使用タイプ	空き家活用タイプ 中古住宅診断を受けたものに限る
なし	5要件工事の いずれか一つ以上	県産木材 3㎡以上使用	5要件工事のいずれか 一つ以上
補助内容	補助率10% 上限20万円	補助率10% 上限30万円	

※「5要件工事」: 部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化

2. 「人口減少対策型」リフォーム補助金

世帯要件	工事要件		
	一般タイプ	県産木材3㎡以上 使用タイプ	空き家活用タイプ 中古住宅診断を受けたものに限る
三世帯世帯 (18歳未満の子がいる 三世帯世帯に限る)	三世帯同居 リフォーム工事	三世帯同居 リフォーム工事 + 県産木材 3㎡以上使用	三世帯同居 リフォーム工事
移住世帯 (山形県外からの移住に 限る)	5要件工事の いずれか一つ以上	県産木材 3㎡以上使用	5要件工事のいずれか 一つ以上
近居世帯 (子世帯に18未満の子 がいること)			
新婚世帯 (婚姻してから1年以内 の世帯に限る)			
子育て世帯 (18歳未満の子が3人 以上いる世帯に限る)			
補助内容	補助率20% 上限30万円	補助率20% 上限40万円	

※「三世帯同居リフォーム工事」とは、次のいずれかに該当するものとする

1. 居室の床面積を10㎡以上「増築」する工事
2. 床面積が10㎡以上の居室を1室以上「増築」する工事
3. トイレ、浴室、洗面所、台所を「増築」する工事
4. 住宅内のバリアフリー化を図る工事

3. 耐震改修補助金

世帯要件	工事要件	
なし	事前に耐震診断を行い、耐震性能が0.7未満であること。 改修工事後の耐震性能が0.7以上となること。	
施工業者	市内業者	市外業者(県内業者)
補助内容	補助率50% 上限100万円	補助率25% 上限40万円

※「一般リフォーム補助金」と「耐震改修補助金」は併用可能

※「人口減少対策型リフォーム補助金」と「耐震改修補助金」は併用可能

2. 「人口減少対策型」の世帯要件

	要件	確認方法の例
1. 三世帯世帯	次のいずれかに該当する世帯 ①平成11年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯 ②補助申請日において子夫婦の妻が妊娠しており、出産後に三世帯同居する予定の世帯	住民票の写し (妊娠中の場合は母子手帳)
2. 移住世帯	次のいずれかに該当すること ①平成28年4月1日以降に県外から県内に移住した世帯 ②補助・融資申請日において山形県外に住民票があり、工事完了後1ヶ月以内に当該住宅に移住する世帯	住民票の写し 住宅の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
3. 近居世帯	平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成11年4月2日以降に生まれた子がいること)の居所の直線距離が2km以内、又は同一小学校の通学区にある世帯	親世帯及び子世帯の住民票及び戸籍謄本の写し 双方の住宅の位置と距離を明示した地図
4. 新婚世帯	補助申請日において、婚姻した日から1年以内である世帯	戸籍謄本の写し 住民票の写し
5. 子育て世帯	次のいずれかに該当する世帯 ①平成11年4月2日以降に生まれた子が3人以上いる世帯 ②補助申請日において妻が妊娠しており、出産後に平成11年4月2日以降に生まれた子が3人となる予定の世帯	住民票の写し (妊娠中の場合は母子手帳)

3. 「空き家」の要件

- 過去に人が居住したことがある住宅(建売住宅の新築売れ残りは対象外)
- 次のいずれかに該当する住宅
 - ①売買(平成28年4月1日以降に成立し、買主が個人であるもの)
 - ②贈与(平成28年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるもの)
 - ③相続(平成26年4月1日以降に相続したもの)
 - ④賃貸借(平成28年4月1日以降に成立し、借借人が個人であるもの)
- 中古住宅診断を受けた建物であること

4. 補助金の併用について

新庄市住宅リフォーム補助金は、次の組み合わせで利用することができます

- ・住宅リフォーム(一般分) + 耐震改修補助金
- ・住宅リフォーム(人口減少対策分) + 耐震改修補助金

他の補助事業との併用可否について

- ・新庄市合併処理浄化槽設置補助金とは併用可能(浄化槽本体設置費は除く)
- ※併用の際は担当課(都市整備課・環境課)へご相談ください。

5. その他注意点

施工業者は山形県内に住所を有する個人事業者、又は山形県内に本店を有する法人に限ります。店舗併用住宅の場合は面積按分により補助金減額になります。相談して下さい。工事着工前、かつ契約前に申請して下さい。工事が開始している建物は申請できません。